

就労定着支援 RuRi 重要事項説明書

当サービスをご利用される皆さまが安心して就労いただけるよう、信頼関係を築くための大切なお願いがございますのでご確認をお願いいたします（令和 8 年 6 月現在）

1 施設概要

◇ 法 人 名	社会福祉法人 東方会
◇ 事業 所 名	障害者就労支援センター
◇ サービス 名	就労定着支援事業「就労定着支援 RuRi」
◇ 所 在 地	〒848-0035 伊万里市二里町大里乙 3 6 0 9 番地
◇ 電 話 番 号	(日中) 0955-21-0358 (夜間・早朝) 0955-23-2767
◇ F A X 番 号	(終日) 0955-23-8780

2 職員構成

◇ 管 理 者	1 名
◇ サービス管理責任者 (地域生活支援拠点連携担当者) (意思決定支援責任者)	1 名以上
◇ 就 労 定 着 支 援 員	配置基準 1 名以上
ご利用者の状況やスタッフの退職により、一時的にスタッフ数に変化が生じる場合があります。	

3 サービスの目的

当サービスは、事業所に新たに雇用された障害者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、勤務する事業所での就労の継続を図るために必要な、事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

4 営業日および営業時間

◇ 営 業 日	月曜日～金曜日（祝日も営業）
◇ 営 業 時 間	原則 8：30～17：30
◇ 利 用 時 間	原則 9：00～17：00
◇ 休 日	土曜・日曜

*年末年始・夏季（12/29・30・31・1/1・2・3、8/13・14・15）但し、利用者の相談の状況に応じて、上記休暇日に事業を実施する場合があります。

5 利用定員、実施地域、設備の概要

- ◇ 利 用 定 員 特に定めはありませんが、就労定着支援員が対応できる人数には限りがあり、利用をお断りする場合があります。
- ◇ 通 常 実 施 地 域 伊万里市、有田町、武雄市の一部（山内町）
- ◇ 建 物 鉄骨造平屋建
- ◇ 設 備 事務室、相談室等必要な設備を備えています。
*設備については、他の事業との共有スペースもございます。円滑なサービスを提供するために、ご理解とご協力をお願いします。

6 サービス利用が可能な方

- ◇ サービスのご利用について訓練等給付の支給決定を受けられた方。
- ◇ 企業等にて就労している方で、就労定着のための支援を希望される方。
- ◇ 主たる利用対象者は定めません。

7 サービス説明

- ◇ 対 面 に よ る 相 談 支 援 指 導 及 び 助 言 原則月に1回以上、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言を対面により行います。
- ◇ 雇 用 先 の 事 業 主 等 関 係 機 関 と の 連 絡 調 整 月に1回以上、雇用先の事業所の事業主等を訪問することにより、職場での状況を把握するよう努めます。
- ◇ サ ー ビ ス 利 用 中 に 離 職 す る 者 へ の 支 援 サービス提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者が他の通常の事業所への就職等を希望した場合、特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ◇ 相 談 場 所 に つ い て

- ・ 相談・支援の場所については原則、利用者が勤務する事業所にて実施します。
- ・ 利用者が勤務する事業所での支援が行えない場合は、利用者の自宅又は、当事業所にて相談・支援を行います。
- ・ 感染症等の事情により利用者が勤務する事業所を直接訪問する事ができない場合は、電話やメールにて相談支援を行う場合があります。
- ・ 通常の実施地域以外で相談・支援を行う場合は、下記に定める職員の移動に係る経費をご負担いただきます。
 - 交通費実費相当額（片道 30 キロを超える分につき 1 キロ当たり 11 円）
 - 駐車場料金等の実費

8 緊急時の対応方法

- ◇ サービスの提供中に体調の異変などが発生した場合は、主治医、救急隊、ご家族、協力医療機関へ連絡をいたします。
- ◇ 主治医のからの指示で通院が必要になった場合は原則として、ご家族の方で通院していただきます。
- ◇ 事故による入院などが発生した場合は、速やかに県、市町村及びご家族等へ連絡するなどの必要な措置を講じます。
- ◇ 当事業所の防火管理・非常災害時体制
 - 非常時の対応 別途定める消防、防災管理規定に基づき対応いたします。
 - 平時の訓練 年に2回以上、通報、避難訓練を実施いたします。
 - 防災設備 消火器、避難口5箇所

9 相談・支援時のお願い

- ◇ 相談・支援を行う場所や時間については、事前に調整を行いますが、その際、勤務する事業所等への説明をいただきますようお願い致します。
- ◇ 面談の中止等を希望される場合は、速やかにご連絡をお願いします。
- ◇ 諸事情により、面談予定について変更が生じる場合もあります。
- ◇ 就労状況や生活状況等に変化が生じたときには、速やかにご連絡をお願いします。
- ◇ セクハラ行為、暴言・暴力行為については、厳しい姿勢で臨ませて頂きます。
- ◇ 面談等のため、当センターを訪問の際には施設内では次の行為を行わないでください。

- i 宗教活動、勧誘行為、営利活動
- ii 信条の相違などで他人を攻撃し、または自己利益のために他人の自由を侵害すること
- iii けんか、口論、泥酔などで他利用者に迷惑をおよぼすこと
- iv 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- v 指定した場所以外で火気を用いること
- vi 故意に施設もしくは設備物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- VII 他利用者との金品のやりとり
- VIII アルコールの持ち込み及び飲酒
- IX その他、社会通念上禁止されている行為や違法行為

10 利用料金・自己負担額について

- ◇ 訓練等給付費・自己負担額について
別表をご参照ください。

- ◇ 自己負担額

サービス費用 1 割負担＋各種加算 1 割負担＋その他実費

- ・ サービス費用及び加算の 1 割負担部分については前項を参照

※ サービス利用料については各市町村役場が決定した月額上限（生活保護、低所得 1、2、一般）に基づき徴収いたします。

- ・ その他実費については「7 サービス説明」及び「サービス利用説明書」を参照

- ◇ 料金の請求方法など

サービスに係る料金は、1 か月ごとに計算し、サービス利用月の翌月 20 日頃までにご請求致します。利用料金は以下の方法でお支払い下さい。

【利用料金のお支払い】

ご利用者の銀行等の口座より口座振替（自動引落）による料金お支払いをお願いします（事前に手続きをお願いします）。

11 キャンセル料

- ◇ ご利用者が、サービス実施予定日（訪問支援の予定日）の前日 17：30 以降に利用の中止を申し出た場合、あるいは申し出なく利用を中止した場合は、キャンセル料として人件費などの実費相当額をお支払いいただく場合があります。

12 ご利用者の記録や情報の管理、開示について

- ◇ 事業者は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示いたします（開示に際して必要などの諸費用は利用者負担となります）。

- ◇ 当法人内には事業所等における犯罪、事故、人権侵害等の防止のために防犯カメラを設置しております。動画像の管理については厳正に行うとともに、事故防止対策等の向上を図る目的から法人スタッフへのみ開示する場合がございます。

1.3 第三者評価の実施状況

第三者による評価	1.あり	実 施 日		
		評価機関名称		
		結 果 の 開 示	1.あり	2.なし
	2.なし			

1.4 業務継続計画（BCP）の策定

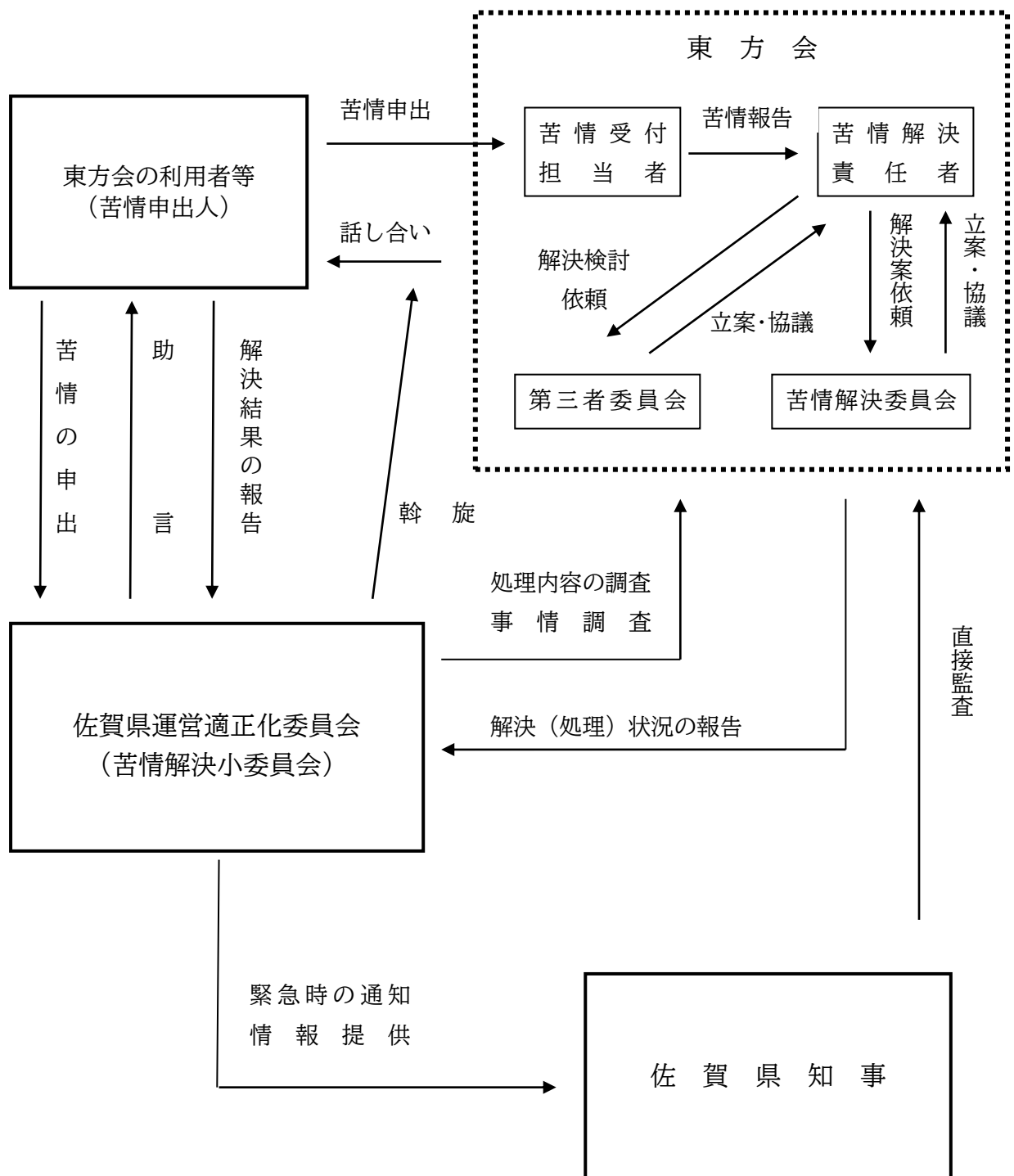
- ◇ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労定着支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ◇ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ◇ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.5 苦情の受付窓口

ご利用にあたっての苦情やご不満などにつきましては、下記までご連絡ください。

◇ 苦情受付 (受付時間) 8:30~17:30	TEL 0955-21-0358 又は 0955-23-2767
	苦 情 解 決 責 任 者 : 大宅啓子 (理 事 長) 苦 情 受 付 担 当 者 : 蒲原憲彦 (サービス管理責任者) 第 三 者 委 員 : 多久島幹雄・梶山芳弘
◇ その他苦情受付機関	TEL 0952-23-2151 佐賀県運営適正化委員会 苦情解決小委員会 (佐賀県社会福祉協議会内)

社会福祉法人 東方会 苦情解決のしくみ【図】



1.6 虐待防止のための措置

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- （2）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （3）成年後見制度の利用支援
- （4）苦情解決体制の整備
- （5）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- （6）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

1.7 障害者虐待防止への対応について

当事業所では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、以下の取り組みを行います。

【取り組み】

※ 当事業所では、虐待防止委員会を設置し、適時に委員会を開催、虐待防止に努めます。

- ① 虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指します。
- ② 日頃より社会福祉法・障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めます。
- ③ 虐待防止責任者や虐待相談受付担当者は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導します。
- ④ 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を定期的の実施します。

*当事業所の虐待相談窓口は、以下の通りとなります。

虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口 (受付時間) 8:30～17:30	虐待防止責任者	大宅啓子（理事長）
	虐待相談受付担当者	蒲原憲彦（サービス管理責任者）
	電話番号	0955-21-0358
	F A X	0955-23-8780